

き、いとまあれば、人にやとはれなどして、そのあたへを主の家のたすけとなし、さきにとらせし衣をも質物となしたれば、寒き日も袷きて走りまはりつ、又その業によりて二三里へだりたる所に、日ごとにゆく事ありしが、まだ夜ふかきにやどりを出、夜にいりてかへれば、かならず主の安否をとふ、忠兵衛酒を好みぬれば、つねに求めて是をす、む、主もいたはりて遠き所にゆき、夜ををかしてかへるも、なやましかるべきは、先のやどりにとまりて、その業はて、かへりねかし、もしかはれる事あらば、人をして玄らしめんなどいへど、一夜もかへり候はねば、こゝろもとなく候とて、夜ごとにかへりき、さて十とせみちて親のもとにつかへるべきが、主の艱難見すてがたく、庄兵衛がもとにゆきて、ことし季みちぬれば、かへりてつかふまつるべきを、主のあまりにまづしくおはしければ、あまたの子ども人とならんまでは、かれにつかへまほしきといふに、親もゆるして、その心にまかせてけり、寶曆十三年十一月、領主より錢そこばくの賞をあたふ、まことやその比庄六行狀といへる、ひと巻の草子を、みやこにて梓にちりばめけるとなり、

〔肥後孝子傳後編下〕下城村つや

忠女あり、名をつやとよべり、小國の郷下城村の七兵衛といふ民の家にて生育しつかひ女なり、其家至りて貧しければ、彼が十七に成りけるとき、錢十貫文の質にして人につかへしむ、それよりつや仕へのいとまをはかりて、色々に心を用ひ、或は夜いたくふくるまでも、一人おき居て、苧をうみ綿をつむぎ、それを人にうりていさゝかづ、の錢を得てたくはへおき、十三年にしてみづから身をあがなひて家にかへりぬ、其家いよく貧し、因て又彼を質にする事初めのごとし、いよく身を苦しめて、六年にして又みづからあがなひてかへる、其折しも家に不幸多くして、主人ことに苦しめり、つや居ながら見るに忍びず、みづから出て人につかへ、一年の身の代をおくりて、其主人を助く、されど補ふに足らず、つやおもへらく、かくては事に益なしと、又みづから